

第17回北斗市農業委員会総会議事録

令和2年 7月30日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和2年 7月30日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 10名) (欠席 4名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	佐々木 敬子	出席
	2番	佐々木 秀樹	欠席	9番	中 川 哲	出席
	3番	岡 村 栄士	出席	10番	吉 田 勝幸	欠席
	4番	落 合 修	出席	11番	笠 原 勝幸	出席
	5番	時 田 孝喜	欠席	12番	山 田 長政	出席
	6番	加 藤 隆	出席	13番	椛 澤 健一	出席
	7番	山 本 正人	出席	14番	和 田 勝雄	欠席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 主 事 佐 藤 優 哉					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 土地の現況証明書（専決事項）の交付について</p> <p>報告第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について</p> <p>報告第3号 農地所有適格法人の設立について</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による農地転用許可に係る転用事業計画変更承認について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第8号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第9号 土地の現況証明調査委員の指名について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

第 17 回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和 2 年 7 月 30 日 午後 1 時 30 分

- | | | |
|--------|--|-----------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 土地の現況証明書（専決事項）の交付について | (報告第 1 号) |
| 日程第 4 | 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について | (報告第 2 号) |
| 日程第 5 | 農地所有適格法人の設立について | (報告第 3 号) |
| 日程第 6 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第 1 号) |
| 日程第 7 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第 2 号) |
| 日程第 8 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について | (議案第 3 号) |
| 日程第 9 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可に係る転用事業計画変更承認について | (議案第 4 号) |
| 日程第 10 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について | (議案第 5 号) |
| 日程第 11 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について | (議案第 6 号) |
| 日程第 12 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について | (議案第 7 号) |
| 日程第 13 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第 8 号) |
| 日程第 14 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第 9 号) |

第 1 7 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 2 年 7 月 3 0 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	土地の現況証明書（専決事項）の交付について	会長	報告済	1 件
2	報告第 2 号	農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について	会長	報告済	1 7 件
3	報告第 3 号	農地所有適格法人の設立について	会長	報告済	1 件
4	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	2 件
5	議案第 2 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	1 件
6	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	6 件
7	議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による農地転用許可に係る転用事業計画変更承認について	会長	決定	1 件
8	議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	1 件
9	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	1 件
1 0	議案第 7 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	2 件
1 1	議案第 8 号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	3 件
1 2	議案第 9 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

第17回北斗市農業委員会総会

(午後 1時30分 開会)

(開会宣言) 事務局長	ただいまより、第17回北斗市農業委員会総会を開会いたします。 和田会長は、療養のため本総会を欠席しておりますので、澤田職務代理より開会の御挨拶を申し上げます。
澤田職務 代理	総会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。 ただいま、局長から説明があったとおり、会長は来月には出席できるのかなという状況になっております。 また、昨日、きょうと天候のほうも回復しまして、一気に温度も上がっています。皆様も、体調には十分気を付けて農作業のほうをよろしく願います 本日は、報告3件、議案9件であります。 御審議のほどよろしくお願い申し上げます、簡単ですが挨拶いたします。
事務局長	それでは、委員の動向をお知らせいたします。 2番佐々木秀樹委員、5番時田孝喜委員、10番吉田勝幸委員、14番和田勝雄委員より欠席の届出がありましたのでお知らせいたします。 農業委員会等に関する法律第5条第5項では、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」こととなっておりますので、この後の議事については澤田職務代理が進行いたします。よろしく願います。
議 長	それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。
日程第1 議 長	日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号11番 笠原勝幸委員、議席番号12番山田長政委員の両名を指名いたします。
日程第2 議 長	日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。
議 長	〔「異議なし」の声あり〕
議 長	御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。

<p>日程第3 議 長</p>	<p>日程第3 報告第1号「土地の現況証明書（専決事項）の交付について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
<p>議 長 事務局長</p>	<p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 本件に関しましては、北斗市運動公園より北側の土地で、地目変更するためにこのたび現況証明願いが出されたものであります。 この土地につきましては、現況が明らかに農地であると認められることから、北斗市農業委員会土地の現況証明願処理要領第8条第4号により専決処分しましたことを報告するものでございます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みとします。</p>
<p>日程第4 議 長</p>	<p>日程第4 報告第2号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について」を議題といたします。 市内法人の番号1から番号13まで及び市外法人の番号1から番号4までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人は毎事業年度の終了後3カ月以内に、農地法施行規則第59条に規定する事項を記載した報告書を農業委員会に提出しなければならないとされていることから報告を受けたものでございます。提出された書類により、法人形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件を確認しましたところ、市内の13法人、市外法人の番号1及び番号2につきましては要件を満たしていると考えております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>なお、市外法人の番号3につきましては、事業年度終了時点での文書通知や催促を行ってまいりましたが、提出がなかったため適否判定ができない状況にあります。この法人に対しましては、引き続き、報告書の提出について催促してまいりたいと考えております。</p>

	<p>また、市外法人の番号4につきましては、農業での売上げが過半を超えるよう今後努力していただきたい旨のお話をさせていただきます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>13番 梶澤委員。</p>
梶澤委員	<p>この売上高は、適正な金額なんですか。</p>
議 長	<p>説明をお願いします。</p> <p>事務局長。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>各法人より、収入、支出それぞれの書類を提出していただいております。それによって金額を確認しております。ただ、売上げが多い、少ないという判断はなかなかしづらい部分がありますけれども、法人からの報告での売上高を記載させていただいているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>13番 梶澤委員。</p>
梶澤委員	<p>ちょっと少ないのかなと思うような部分もあるので、ちょっと疑問に思っただけです。</p> <p>500万円、300万円を法人をやる必要があるのかなという、ちょっとした疑問です。</p>
議 長	<p>事務局、大森係長。</p>
大森係長	<p>先ほど、事務局長からも説明がありましたけれども、それぞれの法人から損益計算書をいただいております。その売上高を転記したもののなのですけれども、たしかに少ない会社もあります。これでいいのだろうか、個人営業と大して変わらないのではないのかなというところも見受けられます。そういうことから、いろいろ聞いております。うまくいっているところ、うまくいっていないところ、それぞれ理由があるようではありますが、まずは会計士を通して作成されて税務署に報告した数字ということですので、数字としてはこれを信用するしかないと思っています。我々としては、頑張ってくださいと言うしかないのかなというところではございました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>13番 梶澤委員。</p>
梶澤委員	<p>ただ、心配するのは、突然いなくなりましたというのが一番困る</p>

	<p>ので、やはりその辺をちゃんと確認しながらやっていかなければならないのかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
椛澤委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>4 番落合委員。</p>
落合委員	<p>法人名という会社、事業要件だとか、構成員、あと業務執行役員要件の判定がされていない状況になっているように見えるのだけでも、実際に事業はやっているのか。</p>
議 長	<p>説明をお願いします。</p> <p>事務局長。</p>
事務局長	<p>法人から報告書をいただいた上で、農業の収入がどれくらいある、売り上げがどれくらいある、それと実際に従事している方が何名いるという判断はできるのですけれども、実際この農地、大郷寺の裏側ですとか、目名のほうに土地があるのですけれども、委員会として、現地が適切に管理されているかどうかというのは確認していない状況でございます。きちんと売り上げがあるという判断は、私どもは書類上でしかできていないという状況になっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>4 番落合委員。</p>
落合委員	<p>これを見れば、不明だから不明でいいのだけれど。結局、自作地なのか借地なのか、経営面積というものが実際に数字で出ている以上、やはり確認する必要があるんじゃないかなと思うのですけど。</p> <p>遊休農地化している状態なのか、実際に畑を作っているのか、田んぼもね。その辺がわからない。</p>
議 長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>北斗市内の農地は2.4ヘクタール、七飯町内の面積が14.4ヘクタールということでございますけれども、七飯町に確認したところ、七飯町のほうにも報告書が出されていない状況にあります。七飯町もなかなか判断しづらい部分があると思います。この制度上でいきますと、報告書を見た中で、うそを書いているとか、これはちょっとおかしいなというところがあれば、農業委員会として勧告をした上で現地に入ったり、法人のほうに行ったりということではございますが、報告書がないものですから、そういった行為ができていない状況になっております。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	4 番落合委員。
落合委員	会社として、信用、信頼できる会社なのかどうかもわからないのですか。
議 長	事務局長。
事務局長	この法人設立の申請の際に、きちんと要件を満たしているかどうかという判断をします。その後、1年の事業年度終了後に報告書をいただいて、それを確認するという部分でしかないものですから、立ち入り調査ですとかそういった形のものでできていないという状況でございますので、委員の御質問に対するお答えにはいかないと思うんですけれども、実情はそういう状況でございます。
議 長	4 番落合委員。
落合委員	夜逃げもあり得るといえることですか。
議 長	事務局、大森係長。
大森係長	この会社ですけれども、七飯町の農業委員会に聞いたところ、今、社長が体を壊している状態というようなことも聞いていましたので農業を続ける意思は多分あると思いますけれども、その辺の最終確認までを七飯町の農業委員会もできていないようですので、我々としては注意深く見ていきたいなど、農地巡回などを使いながら現地も確認していきたいと思っております。 以上です。
議 長	よろしいですか。
落合委員	はい。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は報告済みとします。
日程第 5 議 長	日程第 5 報告第 3 号「農地所有適格法人の設立について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、北斗市内において、キャベツやレッドキャベツ、レタスやサニーレタスなどの生産・販売を行い、それらを中心とした産地形成を目指したいという考えのもと、農地所有適格法

	<p>人の届出があつたものでございます。</p> <p>提出のありました法人設立届出書を確認したところ、農地所有適格法人としての要件は満たしております。</p> <p>なお、耕作地につきましては、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>4 番落合委員。</p>
落合委員	<p>事業要件というのは、実際これ、農業なのか、運送業なのか不動産業なのか、全部の職種が入っているように見えるんだけどもそれでいいんですか。</p>
議 長	<p>事務局、大森係長。</p>
大森係長	<p>法人の設立に関して、登記する際の規約は何を書いてもいいんです。ただ、農地所有適格法人になるためには、少なくとも農業をやるというのが目的になければならないので、これが記載されているということであれば問題ないのかなというふうに我々としては判断したところです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
落合委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございませんか。なければ、本件は報告済みとします。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号1及び番号2を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、佐々木敬子委員より報告をお願いいたします。</p>
佐々木委員	<p>番号1、調査年月日、令和2年7月8日。調査委員は私、佐々木敬子、佐々木秀樹委員、加藤委員、吉田委員。調査委員の意見として、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。2番、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第7</p> <p>議 長</p>	<p>日程第7 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております、こちらにつきましては解約合意と引き渡しが行われ通知されておりますので問題ないと考えられます。</p> <p>なお、この案件は、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第8</p> <p>議 長</p>	<p>日程第8 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号6までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、道営住宅新函館北斗駅前団地より西側の農地で、経営規模を縮小するため農業経営主を希望する方へ貸すものでございます。番号2から番号6までにつきましては、文月地藏堂より東側の農地及び北斗消防団第11分団より南東側の農地で、</p>

	<p>報告第3号の農地所有適格法人設立の報告をいたしました新規就農法人へ貸すものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第9 議 長	<p>日程第9 議案第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可に係る転用事業計画変更承認について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、平成26年8月に北海道新幹線村山トンネル工事施工に伴う駐車場用地としての一時転用許可、その後、平成29年7月に一時転用期間の延長及び駐車場の一部を資材置場とする旨の許可をしております。そして、このたび工事期間が延びたため、一時転用期間をさらに3カ年延長したいというものでございます。</p> <p>なお、転用目的及び転用面積の変更はございません。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第10 議 長	<p>日程第10 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>

<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、農地保有合理化事業を活用し北海道農業公社より賃借しておりました長橋会館より北東側の農地について、このたび契約終期である11月を待たずに売買を行うこととなったものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第11 議 長</p>	<p>日程第11 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、添山会館より北側の農地であります。引き続き5年の期間を設定し賃貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第12 議 長</p>	<p>日程第12 議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)</p>

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 番号1につきましては、文月拓友会館より南側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する担い手へ使用貸借するものでございます。番号2につきましては、野崎霊園より北東側の農地で、引き続き5年の期間を設定し使用貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 1 2 番山田委員。
山田委員	1 番目についてちょっと聞きたいんですけど、この鈴木牧場さんは法人ですね。かなりの面積、大きな面積を使用貸借を出すということはどういうことなんですか。
議 長	説明をお願いします。 事務局、佐藤主事。
佐藤主事	御説明いたします。 当該法人のほうでは、飼料作物を作付けすると聞いておりました、経営規模の拡大ということで自家供給するための飼料作物が必要だということで伺っております。 以上です。
議 長	よろしいですか。
山田委員	はい。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第13 議 長	日程第13 議案第8号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号1から番号3までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号1につきましては、議席番号2番佐々木秀樹委員、議席番号10番吉田勝幸委員、補助委員として、鈴木敏勝推進委員を、番号2につきましては、議席番号1番澤田亨委員、議席番号7番山本正人委員、補助委員として、加藤美智子推進委員を、番号3につきましては、議席番号5番時田孝喜委員、議席番号7番山本正人委員、補助委員として、高橋俊博推進委員をそれぞれ指名することに、御

<p>議 長</p> <p>日程第 1 4 議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あつせん委員に指名された方は、よろしく願いいたします。</p> <p>日程第 1 4 議案第 9 号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p> <p>朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号 7 番山本正人委員、議席番号 8 番佐々木敬子委員、議席番号 1 1 番笠原勝幸委員、議席番号 1 3 番椛澤健一委員の、以上 4 名を指名することに御異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもちまして、第 1 7 回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。 御苦労様でございました。</p> <p>（午後 2 時 1 0 分 閉会）</p> <p style="text-align: right;">会長（議長）_____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p> <p style="text-align: center;">// _____</p>
---	---